令和3(2021)年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果

1 指導監査について

栃木県では、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)等に基づいて、栃木県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

2 指導監査実施状況

(1) 法人・施設別指摘状況 〔単位:件〕(対象数は令和3(2021)年4月1日時点)
※1 指導実施数の( )内は書面により指導を実施した件数

ア　社会福祉法人

区分	対象数	指導監査計画数	実施数(※1)	文書指摘法人数
社会福祉法人	94	37	37 (18)	20

イ　社会福祉施設、事業所

区分			対象数	指導監査計画数	実施数(※1)	文書指摘施設数・事業所数
保護施設等		救護施設、授産施設	4	1	1 (1)	0
高齢者福祉施設等			1,883	206	206 (145)	86
	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム	113	27	27 (20)	2
		地域密着型特別養護老人ホーム	77	22	22 (16)	11
		養護老人ホーム	9	1	1 (1)	
		軽費老人ホーム	14	2	2 (2)	1
		有料老人ホーム	94	5	5	4
		サービス付き高齢者向け住宅	112	4	4	4
	介護保険施設	介護老人福祉施設	113	27	27 (20)	14
		介護老人保健施設	55	12	12 (11)	3
		介護療養型医療施設	3			
		介護医療院	3	2	2 (1)	1
	居宅サービス事業所	訪問介護	265	11	11 (8)	4
		訪問入浴介護	17	1	1 (1)	
		訪問看護	94	2	2 (1)	
		訪問リハビリテーション	8			
		居宅療養管理指導	1			
		通所介護	359	21	21 (12)	13
		通所リハビリテーション	51	11	11 (11)	2
		短期入所生活介護	208	39	39 (27)	17
		短期入所療養介護	62	11	11 (11)	2
		特定施設入居者生活介護	54	4	4 (1)	4
		福祉用具貸与	86	2	2 (1)	2
		特定福祉用具販売	85	2	2 (1)	2

区分			対象数	指導監査計画数	実施数（※）	文書指摘施設数・事業所数
障害者（児）福祉施設等			1,209	214	214 （109）	94
	障害者支援施設・障害児入所施設	障害者支援施設	38	11	11 （9）	2
		障害児入所施設	8	8	8 （8）	
	障害福祉サービス事業所等	居宅介護	115	3	3	2
		重度訪問介護	85	1	1	1
		同行援護	38	1	1	1
		行動援護	9			
		療養介護	2			
		生活介護	121	31	31 （24）	9
		短期入所	83	29	29 （20）	17
		自立訓練（生活訓練）	13	2	2 （1）	1
		就労移行支援	30	4	4	2
		就労継続支援Ａ型	51	4	4	2
		就労継続支援Ｂ型	146	33	33 （14）	18
		就労定着支援	12	1	1	
		自立生活援助	2			
		共同生活援助	94	22	22 （15）	12
		一般相談支援（地域移行支援）	38	5	5 （3）	
		一般相談支援（地域定着支援）	38	5	5 （3）	
	障害児通所支援事業所	福祉型児童発達支援センター	3			
		児童発達支援	93	22	22 （6）	11
		放課後等デイサービス	173	30	30 （6）	16
		居宅訪問型児童発達支援	1			
		保育所等訪問支援	16	2	2	
児童福祉施設等			368	124	124 （110）	35
	保育所（保育所型認定こども園含む）		224	43	43 （40）	15
	幼保連携型認定こども園		100	57	57 （50）	12
	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設		29	12	12 （10）	4
	認可外保育施設		15	12	12 （10）	4
総計			3,558	582	582 （383）	235

（２） 主な指摘事項

ア 社会福祉法人

項目	主な指摘事項
理事会・ 評議員会	理事長等の職務執行状況について、決議が省略された理事会において報告が行われている。理事長等の職務執行状況については、実際に開催された理事会において報告を行うこと。
	理事長等が定款の定めるところにより、理事会において職務執行状況に関する報告を行っていない。
	理事会の決議を要する事項（評議員会の招集、理事の利益相反取引の承認等）について、決議が行われていない。
	定時評議員会について、計算書類を承認した理事会から２週間（中14日）以上の間隔を空けずに開催している。
評議員の選任	評議員について、定款に定められた手続きで選任されていない。
登記	法人が登記しなければならない事項について、期限まで（理事長の登記は変更後２週間以内、資産の総額の変更登記は会計年度終了後３か月以内）に登記がなされていない。
現金管理	収入として受領した金銭について、経理規程に定める期限までに預入れを行っていない。
決算	賞与引当金が計上されていない。
	残高証明書と財産目録の預金の合計金額とが一致していない。
	作成すべき附属明細書が作成されていない。
	借入金について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものについては流動負債に計上すべきであるにもかかわらず、固定負債に全て計上している。
契約書の作成	契約書を作成すべき契約について、契約書を作成していない。

イ 社会福祉施設、事業所

【老人福祉施設】

項目	主な指摘事項
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメントを防止するための事業主の方針の明確化、相談窓口の設置等の措置が講じられていない。
事故防止対策	職員の確認不足等、人的要因による服薬事故が複数件発生している。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。

【サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム】

項目	主な指摘事項
身体的拘束等適正化	身体的拘束等適正化委員会を開催していない、指針の記載項目が不足している。
職員研修	採用時の研修、高齢者虐待防止に関する研修を実施していない。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。

【介護保険施設】

項目	主な指摘事項
内容及び手続の説明及び契約の締結等	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。
看護体制加算	看護職員の員数が、加算算定の要件を満たしていないまま加算を算定している。

【居宅サービス事業所】

項目	主な指摘事項
個別計画の作成	個別計画について利用者へ交付していない。
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善の内容について、職員への周知を行っていない。

【障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所等】

項目	主な指摘事項
加算要件	加算の要件を満たしていないにもかかわらず、これを算定している。
非常災害対策	非常災害対策計画が作成されていない。
防災対策	避難訓練等について、施設ごとに定められた回数が実施されていない。（障害者（児）福祉施設）
給付費等の通知	利用者等に対し、介護給付費等の額を通知していない。
重要事項説明書	重要事項説明書に、必要な項目（提供するサービスの第三者評価の実施状況等）の記載がされていない。
サービスの提供記録	サービス提供記録が整備されていない。また、利用者の確認を受けていない。

【保育所】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	非常災害対策計画に基づく消火訓練の実施回数が不足している。
	消防用設備の点検について、点検を実施すべき期間を超えて実施している。

【幼保連携型認定こども園】

項目	主な指摘事項
健康の保持増進に関する取組状況	環境衛生検査において一部の項目しか実施できていない。

【認可外保育施設】

項目	主な指摘事項
保育に従事する者の数	常時、保育に従事する者が複数配置されていない。（主たる開所時間を超える時間帯において、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除く。）
安全確保	事故発生時に適切な救命処置を可能とするための定期的な訓練が実施されていない。
職員研修	保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の専門性等の向上に努めていない。